

景観形成基準

良好な景観の形成のために行為の基準を以下のとおりとし、町内で行われる行為を景観形成基準に適合したものとするとともに、公共工事においても、この景観形成基準に十分に配慮を行います。

対象行為	項目	景観計画区域	東郷池景観形成重点区域	備考
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街並み等に対する周辺並びに展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 	勧告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 		勧告対象
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化はできる限り多く速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 		勧告対象
建築物・工作物の新築、増築、改築又は移転、外観	位置		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は、幹線道路の路肩や隣地との境界線からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保すること。 	勧告対象
	規模		<ul style="list-style-type: none"> ・東郷池の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突 	勧告対象

を変更することとなる修繕、若しくは色彩の変更			出した印象を与えない規模とすること。 <ul style="list-style-type: none"> 電柱及び送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）は、高さをできる限り低く抑えること。 	
	外観 (形態)	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 壁面設備、屋上設備等(※)は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観と調和した形態および意匠とすること。 <p>※「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 背景となる東郷池及びその周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 壁面設備、屋上設備等(※)は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態および意匠とすること。 <p>※「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。 	勧告 対象
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した色彩とすること。 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 外観のベースカラー(※)は、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した色彩とすること。 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 外観のベースカラー(※)は、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りではない。 	変更 (原状回復) 命令 対象

	<table border="1"> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>0. 1R～10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0. 1YR～5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格の Z 8721 (色の表示方法～三属性による表示) による。</p> <p>※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁(着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。)のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電又は送信のための鉄塔については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあつては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあつては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩度	0. 1R～10R	4 以下	0. 1YR～5Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	<table border="1"> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>0. 1R～10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0. 1YR～5Y</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格の Z 8721 (色の表示方法～三属性による表示) による。</p> <p>※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁 (着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。)のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電線等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあつては明度が 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあつては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りではない。 	有彩色の色相	彩度	0. 1R～10R	4 以下	0. 1YR～5Y	3 以下	上記以外の色相	2 以下	
有彩色の色相	彩度																		
0. 1R～10R	4 以下																		
0. 1YR～5Y	6 以下																		
上記以外の色相	2 以下																		
有彩色の色相	彩度																		
0. 1R～10R	4 以下																		
0. 1YR～5Y	3 以下																		
上記以外の色相	2 以下																		
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理が容易なものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理が容易なものとすること。 	勧告対象																

	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く）の3%以上を緑化すること。ただし、敷地面積が10㎡以下である場合は、この限りではない。 自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く）の3%以上を緑化すること。 自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 	勧告対象
開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質の変更	位置		<ul style="list-style-type: none"> 急斜面は避けること。 	勧告対象
	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> 長大な法面又は擁壁が必要とされないようにすること。ただしやむを得ない場合には、次のようにすること。 ① 法面は緑化可能な勾配にすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態および素材とすること。 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 長大な法面又は擁壁が必要とされないようにすること。ただしやむを得ない場合には、次のようにすること。 ① 法面は緑化可能な勾配にすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態および素材とすること。 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 既存の自然地形を生かし、周辺地形と調和させること。 	勧告対象
	緑化		<ul style="list-style-type: none"> 法面及び擁壁もできる限り緑化すること。 	勧告対象
木竹の伐採	方法	<ul style="list-style-type: none"> 既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地の境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。 		勧告対象
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 		勧告対象
屋外における土	方法	<ul style="list-style-type: none"> 物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。 		勧告対象

石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から堆積されている物件が見えないように遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等（高さ3m以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラー（※）は次のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="470 631 853 828"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721(色の表示方法～三属性による表示)による。</p> <p>※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の色相	2以下	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から堆積されている物件が見えないように遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等（高さ3m以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラー（※）は次のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="906 631 1264 828"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721(色の表示方法～三属性による表示)による。</p> <p>※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	3以下	上記以外の色相	2以下	勧告対象
有彩色の色相	彩度																			
0.1R～10R	4以下																			
0.1YR～5Y	6以下																			
上記以外の色相	2以下																			
有彩色の色相	彩度																			
0.1R～10R	4以下																			
0.1YR～5Y	3以下																			
上記以外の色相	2以下																			
水面の埋立て又は干拓	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象																	
特定照明	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	勧告対象																	